

令和2年度

「第5次日向市男女共同参画プラン」

関連事業実施状況報告書



宮崎県日向市

目 次

1	作成の趣旨	
	本報告書の構成	1
2	基本的事項	
	基本理念	1
	基本目標	1
3	計画の体系（体系図）	2
4	事業実施状況（主要課題別 令和2年度取組実績）	
	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備	
	主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実	3
	主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実	4
	主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	5
	基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍 （※「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」）	
	主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた 就業環境の整備	6
	主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備	8
	主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	10
	主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進	11
	基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	
	主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた 環境の整備 （※「第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」）	13
	主要課題9 セクシュアルハラスメント*及び性犯罪の防止	18
	主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援	19
5	総括	22
	【資料】	
	用語解説（本文中に「*」表示がある用語）	24

1 作成の趣旨

この報告書は、「日向市男女共同参画推進条例（平成 20 年 4 月 1 日施行）」第 24 条に基づき、平成 29 年 3 月に策定した「第 5 向日向市男女共同参画プラン」（以下「第 5 次プラン」という。）関連事業の進捗状況を明らかにし、公表するものです。

<本報告書の構成>

第 5 次プランでは、「日向市男女共同参画推進条例」に規定されている 7 つの理念（以下「基本理念」という。）に基づき、3 つの基本目標を定め、それぞれの目標に主要課題を設けて、各種施策の推進を図っています。[→体系図 P 2]

本報告書は、前述の基本目標に掲げられた主要課題ごとの【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】について、その主な事業実績及び現状と課題をまとめ、併せて数値目標の進捗状況を掲載する形で構成しています。

2 基本的事項

<基本理念>

「日向市男女共同参画推進条例」には、男女共同参画社会の形成について、次の基本理念が規定されています。これらの基本理念に基づいた取組を進めることにより、性別にかかわらず、全ての人が人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- 全ての人の人権の尊重（第 3 条）
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第 4 条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第 5 条）
- 多様な活動に参画する機会の確保（第 6 条）
- 性の尊重に基づく健康への配慮（第 7 条）
- 教育における配慮（第 8 条）
- 国際理解及び国際協力（第 9 条）

<基本目標>

第 5 次プランでは、男女共同参画社会を形成するうえでその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・学校・地域・職場その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指し、次の 3 つの基本目標を定めています。

- (1) 男女共同参画社会に向けた基盤整備
- (2) あらゆる分野における女性の活躍
- (3) 安全・安心な暮らしの実現

なお、これら 3 つの基本目標に基づく主要課題を体系づけたものが、次の「体系図」です。

3 計画の体系（体系図）

キャッチフレーズ 「一人ひとりが大切にされるまち日向市」を目指して

基本理念	○全ての人の人権の尊重	○社会における制度又は慣行についての配慮
	○政策等の立案及び決定への共同参画	○多様な活動に参画する機会の確保
	○性の尊重に基づく健康への配慮	○教育における配慮
	○国際理解及び国際協力	

男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備・強化

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備

主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍 ※「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」

主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
※「第2向日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

主要課題9 セクシュアルハラスメント*及び性犯罪の防止

主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

4 事業実施状況（主要課題別 令和2年度取組実績）

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備

主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

男女共同参画社会を形成するためには、市民一人ひとりに男女共同参画意識の浸透を図る必要があります。それには教育・学習が果たす役割は極めて重要であることから、拠点施設を中心に、男女共同参画についての情報提供や各種講座の実施に取り組んできました。コロナ禍により、大人数を集めての講演会や講座の開催はできませんでしたが、男女共同参画意識の浸透を図り、生涯にわたり男女共同参画について教育が受けられ、学習できる機会を提供しました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】令和2年度の主な実績

■日向の子どもたちの未来づくり（学校教育課）

- ・よのなか教室＋出前授業 開催数：41回（小学校28回、中学校13回）

■男女共同参画に関する講座の開催（地域コミュニティ課）

- ・男女共同参画基礎講座 開催数：5回、参加者：延べ62人
- ・出前講座 開催数：1回、参加者：310人
- ・体験型講座 開催数：3回、参加者：延べ30人

※日向ひまわりフォーラム：コロナ禍により中止

■男女共同参画関連図書等の整備・充実（図書館）

- ・男女共同参画関連図書の購入、貸出
- ・啓発週間にあわせた図書の展示（男女共同参画週間啓発パネル展）6月30日～7月5日

■市職員に対する男女共同参画の研修（職員課、地域コミュニティ課）

- ・新規採用職員研修において「男女共同参画について」研修 参加者：20人
- ・男女共同に関する職員研修「男女共同参画の基本について」 開催数：1回、参加者：30人

■男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実（文化生涯学習課）

- ・人権に関する学習を行った自主学級数：2学級
- ※人権講座：コロナ禍により中止

■各種相談員への意識啓発（地域コミュニティ課）

- ・市内研修 職員研修：1回、さんびあ講座：1回
- ・県内研修（県主催講座等） 開催数：4回

■男女共同参画推進リーダーの養成（地域コミュニティ課）

- ・県男女共同参画地域推進員養成講座を受講し、委嘱されている推進員 8人

■メディア・リテラシー*養成（地域コミュニティ課、学校教育課、文化生涯学習課）

- ・社会教育指導員によるメディア・リテラシー*講演会 開催数：9回

〈主な現状と課題〉

- ・子どもたちの社会的・職業的自立の基礎となる能力や態度を育てるために「よのなか教室」の充実を図った。また、各教科等の目標を達成するため「企業による出前授業」を実施している。どちらも児童生徒にとって有効な学びの機会となっている。また男女共同参画の概念の浸透を図る機会になっている。（学校教育課）
- ・コロナ禍により、大人数を集めての講座開催が難しい状況があった。オンライン講座など、密にならない状況で受講できる環境づくりや、オンライン受講ができない方々への啓発の方法を再考する必要がある。（地域コミュニティ課）
- ・例年、地域コミュニティ課と連携して、研修に取り組んでいる。今後とも、市町村研修センターや外部団体が主催する各種研修に職員を派遣し、意識の醸成に努めていきたい。（職員課）

- ・コロナ禍により自主学級の活動や人権講座が中止となっている。オンライン講座の開催など、コロナ禍でも学習できる機会を作る必要がある。(文化生涯学習課)
- ・コロナ禍により外部人材を招聘した研修は行えなかった。GIGAスクールによる情報発信の機会が増えるので、人権に配慮できるように学習の機会を設ける必要がある。(学校教育課)

主要課題1 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和元年度	実績 令和2年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
1	固定的性別役割分担意識にとらわれない市民の割合	50.5%	—	59.6%	60%	99.3%	市民意識調査 (地域コミュニティ課)	5年ごと
2	男女共同参画社会づくり推進ルームの認知度	13.9%	—	17.3%	30%	57.7%	市民意識調査 (地域コミュニティ課)	5年ごと
3	男女共同参画社会づくり推進ルームが主催する講座の受講者数	275人	384人	503人	350人	143.0%	地域コミュニティ課実績データ	毎年
4	よのなか教室の実施校	12/20校	17/20校	15/20校	20/20校	75.0%	学校教育課データ	毎年

主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

私たちの生活の中には、「家庭生活の場」や「賃金・待遇などの就労環境」等において、性別に起因する偏見や差別が依然として根強く存在しています。コロナ禍により、大人数を集めての講演会や講座の開催は中止となりましたが、市民啓発の講演会、教職員を対象とした人権研修に取り組むとともに、人権教育に「男女の人権の尊重」の視点を加え、男女共同参画概念について理解を深める取組を推進しました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和2年度の主な実績

■人権教育推進(学校教育課、地域コミュニティ課)

- ・学校における実践報告会(1月) 対象:全教職員
(報告校データをもとに各校で校内研修を実施)
- ・社会科における授業実践報告会(2月) 対象:小中学校管理職、小6担任、社会科担当職員
(報告校データを各校が閲覧・活用できるよう提示)

■人権・同和問題の市民啓発(学校教育課、地域コミュニティ課)

- ※日向市人権・同和教育研究大会:コロナ禍により中止
- ※日向市人権・同和问题市民講演会:コロナ禍により中止

■「児童憲章」「子どもの権利に関する条約」の普及・啓発(地域コミュニティ課、文化生涯学習課、学校教育課、こども課)

- ・人権出前講座 開催数:10回 参加者:158人
- ・市職員向け研修(新規採用職員研修、新任管理職・新任係長研修) 開催数:2回 参加者:38人
- ・児童虐待防止月間における市広報紙掲載、市役所玄関前での啓発(11月)
- ・学校に対し、体罰に関する通知発出(4月)
- ・コンプライアンス研修 開催数:校長1回、教頭2回(各学校で実施)

※人権講座:コロナ禍により中止

■障がいのある人の権利擁護の推進(福祉課、学校教育課)

- ・障がい者週間における障がい者施設等の作品展示(12月3日～9日)
- ・各小中学校に特別支援教育支援員を配置(22人)
- ・保護者及び就学前機関との連携・教育相談・支援、通級による指導を実施
- ・支援困難にある児童生徒に関するケースカンファレンスへの出会

※「2020日向市ふれあいフェスタ」:コロナ禍により中止

■人権講座講師の育成（地域コミュニティ課）

※人権・同和問題啓発講師団研修会：コロナ禍により中止

〈主な現状と課題〉

- ・コロナ禍により、一部の研修を中止または形態を変更して実施した。会場参加型研修だけでなく、オンライン研修についても取り組む必要がある。また、市や日向市学校人権・同和教育推進協議会等への積極的な参加の呼びかけや参加できる体制の整備が求められる。（学校教育課）
- ・市内の全小中学校において、性別で分けない名簿を使用するなど、性別にとらわれない教育が進められている。子どもたちを指導する立場である教職員をはじめ、管理職等や市職員の研修を続ける必要がある。（地域コミュニティ課）
- ・教職員を対象とした研修の場を活用し、「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例」のパンフレットを配布し、説明するとともに、体罰根絶についても注意喚起を行った。（学校教育課）
- ・出前講座はコロナ禍により実施できなかったため、令和3年度において実施予定である。（こども課）
- ・令和元年度からコロナ禍等により、ふれあいフェスタの開催中止が続き、障がい者の社会参加等の機会が減少している。今後、イベントの在り方を検討する必要がある。（福祉課）
- ・各種人権研修を、講師養成の研修と位置付けているが、なかなか繋がらない現状があり、効果的な研修に取り組む必要がある。（地域コミュニティ課）

主要課題2 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和元年度	実績 令和2年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
5	人権に関する講演会 などへの参加者数	520人	521人	0人	550人	0%	地域コミュニティ課実績データ	毎年

主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

私たちの暮らしに関わる制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって作られてきたものですが、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるものもあるため、多様な生き方の選択に影響を与えることを認識し、見直していく必要があります。

このようなことから、様々な機会を通じて、男女共同参画についての気づきや理解につながる広報や学習を展開しました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和2年度の主な実績

■行事・イベントにおける慣行の見直し（関係各課）

- ・男女共同参画週間（6月23日～29日）におけるパネル展の開催、国・県からの情報揭示

■市の作成する広報・刊行物などにおける男女共同参画概念の視点を踏まえた表現の推進（地域コミュニティ課）

- ・内閣府が作成している「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を参考に、広報物等の作成に配慮し、掲示した。

■性別で分けない名簿（男女混合名簿）の実施（学校教育課）

- ・性別で分けない名簿（男女混合名簿）を市内全小中学校で作成、利用。

■固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路指導、職場体験実習の実施（学校教育課）

- ・総合的な時間の学習を核とし、職業観・勤労観の育成を目指した事業を実施
- ・企業と連携した出前授業の実施

※全中学校における職場体験学習：コロナ禍により中止

■家事・介護等体験講座の実施（文化生涯学習課、高齢者あんしん課、地域コミュニティ課）

※家族介護教室を実施した自主学級、東郷地域包括支援センター介護予防教室、体験型講座「男の料理教室」：コロナ禍により中止

■男性の育児・介護休業制度の利用促進（地域コミュニティ課、こども課、商工港湾課）

- ・市庁舎やさんびあの雇用情報コーナーにおいて国や県からの情報提供、周知に努めた。
- ・子育て応援ハンドブック等で随時PRを実施

■パパママ教室の実施（こども課）

- ・パパママ教室 開催数：年5回（日曜日） 参加者：108人（父：49人、母：52人、その他：7人）

■女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」*の推進（職員課）

- ・男性職員の配偶者出産休暇取得者 9人（対象者15人）うち7人は完全取得（2日間）

〈**主な現状と課題**〉

- ・前時代的な慣習やしきたりへの意識を変えていくことが人権文化の創造につながる。引き続き各種研修等で啓発を行う。（地域コミュニティ課）
- ・コロナ禍により職場体験学習（社会体験学習）が実施できなかったが、次年度以降も勤労観のみならず、男女共同参画の現状についても体感できるように、地域社会と連携し、教育の効果を高める。（学校教育課）
- ・国が主体となって企業の労働環境を見直す取組が行われており、男性の育児休暇取得率が微増している。（商工港湾課）
- ・配偶者出産休暇は対象者のうち多くが取得しており、今後、周知を強化し完全取得を目指す。（職員課）

主要課題3 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和元年度	実績 令和2年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
6	「家庭生活の中で男女が平等になっている」と感じる割合	35.9%	—	26.6%	50%	53.2%	市民意識調査（地域コミュニティ課）	5年ごと
7	市の男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数	2.36日	1.89日	1.56日	2日	78.0%	職員課実績データ	毎年
8	市の男性職員の育児参加のための休暇又は育児休業の取得割合（※）	4%	①50.0% ②1.4%	①33.3% ②4.9%	①80% ②5%	①41.6% ②98.0%	職員課実績データ	毎年

※新しい休暇制度が創設されたため、指標となる実績値の算出方法を変更。併せて目標値も設定し直した（令和2年度実績以降）

- ①0歳児の父親である男性職員が「育児参加のための休暇」を取得した割合
- ②3歳までに達する児童の父親である男性職員が「育児休業」を取得した割合

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

（※「女性活躍推進法に基づく日南市推進計画」）

主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

働きたい人がその能力を十分に発揮することができるよう、性別や雇用・就業形態に関係なく、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*」を可能にする環境の整備が求められています。そのため、国や県からの情報提供に努め、関係機関と連携しながら就労環境の整備を図るとともに、子育て支援や介護支援など生活環境の充実に取り組みました。

【**男女共同参画の視点に立って取り組む事業**】 **令和2年度の主な実績**

■企業に対するワーク・ライフ・バランス*の推進（商工港湾課、地域コミュニティ課）

- ・「社員が輝く！先進企業」認定：1社

■働く女性の母性保護と母性健康管理の促進（商工港湾課、職員課）

- ・産前産後休暇は10人が取得
- ・国や県からの各種パンフレットやチラシを市庁舎内の雇用情報コーナーに設置

■職業訓練に関する情報提供（商工港湾課）

- ・日向市地域雇用創造協議会主催により「日向市就職説明会」を開催（11月、12月、2月）
- ・職業訓練校のパンフレットやチラシを市庁舎内の雇用情報コーナーに設置

■就労環境の整備（商工港湾課、職員課）

- ・育児休業を11人が、介護休暇を5人が取得

■女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画*」の推進（職員課）

- ・職員採用試験における応募者数 土木職：11人（うち女性2人）、建築職：15人（うち女性3人）
消防職：64人（うち女性1人）

■起業家への支援（商工港湾課）

- ・「ひむかBiz」「しごと創生拠点」での相談受付実績：28件（起業関連）（うち女性14件）
- ・創業支援関係会議を開催（月1回）

■地域資源（直売・特産品づくり）を生かした活動の推進（商工港湾課、観光交流課、ブランド推進課）

- ・各種セミナーの開催 主催：日向市地域雇用創造協議会
- ・創業支援関係会議を開催（月1回）

※グリーンツーリズム事業：コロナ禍により中止

※薬草の里づくり事業：コロナ禍により中止

■農林水産業への新規就業希望者への情報提供（農業畜産課、農業委員会）

- ・新規就農希望者に対する農地情報の提供 4人（うち女性2人）

■家族経営協定*締結の促進及び啓発（農業畜産課、農業委員会）

- ・家族経営協定*締結件数 新規：2件、見直し：5件

■誰もが安全で快適に働くための学習機会の提供（農業畜産課）

※宮崎方式営農支援体制農業者研修（基礎研修）：コロナ禍により中止

■ヘルシースタート事業（こども課）

- ・子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健コーディネーターを中心に、養育に不安や困り感を抱える保護者に対し、産前・産後サポート事業、家族・親子支援プログラムへのつなぎを行った。
- ・産後ケア事業の実施 44人（延べ161回）

■子育て支援の拠点整備（こども課、教育総務課）

- ・地域子育て支援センター事業 実施機関：日向保育園（委託）
- ・つどいの広場事業 実施機関：NPO法人こども遊センター
- ・児童館事業 実施機関：日知屋児童センター、大王谷児童館
- ・学校の教室や体育館、運動場を学校施設開放規則に基づき開放

■ファミリー・サポート・センター*事業（こども課）

- ・ファミリー・サポート・センター*事業 実施機関：NPO法人こども遊センター
登録会員数：おねがい会員303人、おたすけ会員46人、両方会員5人、サポート件数：410件

■地域包括支援センター運営事業（高齢者あんしん課）

- ・市内5か所の地域包括支援センターで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、総合的な相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的支援事業を実施。

〈主な現状と課題〉

- ・「社員が輝く！先進企業」認定制度の広報・啓発により、例年認定申請があり、市内企業の雇用環境向上への機運が高まっている。（商工港湾課）
- ・働く女性の母性保護、母性健康管理の促進については適切な制度運用が行われているので、引き続き制度の周知を継続していきたい。（職員課）
- ・育児休業制度及び介護休業制度については概ね適切な運用が行われている。また、(仮称)時差勤務規程について、令和3年度中の運用に向け精査している。（職員課）
- ・土木職、建築職、消防職の女性の応募者は依然として全体的に少ない状況にある。募集を行う際に、「先輩職員の声」として女性職員の声をホームページ等に掲載するなど、効果的な手法を検討したい。また、消防本部においては、女性職員の採用が確定した後に、必要な施設の改修を行う予定で

ある。(職員課、消防本部)

- ・コロナ禍により、テレワークを導入する企業が全国的に増えた。(商工港湾課)
- ・新規就農相談は男性が多く、直近5年間の認定新規就農者17人中、女性は3人とどまっている。(農業畜産課)
- ・家族経営協定*の当初協定から一定期間が経過しており、見直しが必要である。(農業委員会)
- ・ヘルシースタート事業等の周知は図られてきており、オンラインによる開催など形態の工夫を行い利用実績は昨年並みである。(こども課)
- ・地域子育て支援センター事業については、コロナ禍により施設閉鎖の期間があった。(こども課)
- ・ファミリー・サポート・センター*の会員数は横ばいだが、サポート数は送迎を中心に、約120件増加した。(こども課)

主要課題4 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和元年度	実績 令和2年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
9	「仕事と家庭の両立 応援宣言」を行う企業 数	34社	57社	60社	60社	100.0%	宮崎県HP (宮崎県商工 観光労働部)	毎年
10	家族経営協定*締結農 家数	23戸	24戸	24戸	25戸	96.0%	家族経営協定 *及び農村女 性登用に関す る実態調査 (農業委員 会、農業畜産 課)	毎年
11	女性活躍推進法にお ける一般事業主行動 計画策定届出数(従業 員300人以下の企業)	—	10社	23社	20社	115.0%	厚生労働省H P	毎年

主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、生活形態や家族形態も変化しています。また、生活上の困難に陥りやすい非正規労働者やひとり親家庭が増加している中で、セーフティネットの機能として、生活上の困難に対する支援とその連鎖を防止するための取組が重要であることから、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要となっています。

このようなことから、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ*の人々が安心して暮らせるための環境整備を進めました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和2年度の主な実績

■子育てに係る経済的負担の軽減 (こども課)

- ・子ども(乳幼児)医療費助成事業 対象者：中学校修了まで 自己負担：350円/月
- ・児童手当給付事業 対象者：中学校修了までの児童を養育している方
- ・保育料軽減の維持(国基準額の約80%)
- ・幼児教育・保育の無償化の実施

■児童虐待防止に向けた対策の推進 (こども課)

- ・要保護児童対策地域協議会の開催
- ・乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、児童相談の実施

■育児相談の実施 (こども課)

- ・孤立しがちな方や育児不安を抱えている方の相談を受け、適切な助言を行うことによる不安解消や育児に関するフォロー体制を整えた。

■地域社会全体で子どもを育む支援体制の整備 (文化生涯学習課、こども課)

- ・放課後子ども教室 実施数：7教室 利用者：216人
- ・ファミリー・サポート・センター*事業 実施機関：NPO法人こども遊センター

登録会員数：おねがい会員 303 人、おたすけ会員 46 人、両方会員 5 人、サポート件数：410 件

■ひとり親家庭への支援体制の充実（こども課）

- ・児童扶養手当給付事業（年 6 回）、高等職業訓練促進給付金等事業

■ひとり親家庭に対する保育所への優先的入所（こども課）

- ・ひとり親世帯の優先的な入所に配慮 入所児童者数：299 人

■高齢者虐待への対応（高齢者あんしん課）

- ・高齢者虐待に関する相談・支援を行った。
- ・地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察署等と連携し、虐待の未然防止、虐待があった場合の対象者のケアなどに取り組んだ。 通報件数：11 件、認定件数：7 件

■介護相談員派遣事業（高齢者あんしん課）

- ・コロナ禍により一部実施が困難となったが、介護相談員 5 人が、市内の高齢者介護施設を原則月 1 回訪問し、利用者からの相談を受けるほか、施設職員に対する助言等を行った。
- ・月 1 回、市役所で介護相談員連絡会議を行い、訪問の報告や協議を実施。
- ・訪問施設 地域密着型通所介護施設：10 施設

※特別養護老人ホーム・老人保健施設：コロナ禍により訪問中止

- ・施設訪問回数：延べ 31 回、相談員連絡会議：年間 10 回開催

■多様な生活形態を支援する広報・啓発の推進（福祉課、地域コミュニティ課）

- ・各種パンフレット等を市庁舎、推進ルーム「さんぴあ」に配置したほか、高齢者学級や女性学級等において配布した。

※日向市障がい者センター「あいとぴあ」でのおはなしサロン：コロナ禍により中止

■障がいのある人への生活支援（福祉課）

- ・障がいのある人から寄せられた「困りごと」や「生活しづらさ」を解消するため、関係機関で連携し支援に向けて調整を図った。

■外出支援の環境づくりの充実（総合政策課）

- ・ぷらっとバス+南部ぷらっとバス 利用者：64,793 人、運行日数：359 日（週 7 日）
- ・乗合バスとうごう 利用者：3,483 人、運行日数：241 日（週 5 日）
- ・乗合バスなんぶ 利用者：675 人、運行日数：126 日（週 3 日）
- ・乗合タクシーほそしま 利用者：212 人、運行日数：165 日（週 3 日）

■消費者啓発事業（市民課）

- ・消費生活出前講座（9 回） 参加者：182 人
- ・消費生活関連相談 368 件

※消費生活講演会及び地域防犯・交通安全に関する啓発活動：コロナ禍により中止

■外国人が安心して暮らせる環境の整備（地域コミュニティ課）

- ・市ホームページに「やさしい日本語」を用いた新型コロナウイルス感染症情報を掲載するなど、在住外国人に対する情報の提供に努めたほか、人権研修の中で、LGBT 問題をテーマの一つとした。

■性的マイノリティ*への理解促進のための啓発及び支援（地域コミュニティ課）

- ・LGBT*の社会運動を象徴するレインボーフラッグ*を全庁的に掲示し、市職員を中心に性的少数者への理解促進を図った。
- ・人権出前講座 開催数：10 回、参加者：158 人、市職員研修 開催数：2 回、参加者：38 人

〈主な現状と課題〉

- ・介護相談員による高齢者介護事業所への訪問及び利用者の相談受付については、コロナ禍により一部実施が困難であった。また、介護事業計画の見直しにより、令和 2 年度で終了することとなった。（高齢者あんしん課）
- ・市民バスについては、コロナ禍により利用者が大幅に減少した。今後は、感染症対策を徹底しながら、利用者拡大に向け、広報等を強化する。（総合政策課）
- ・市民団体等への出前講座等については、感染対策を講じながらの啓発方法を検討していく必要がある。（市民課）

- ・在住外国人は増加の傾向にあることから、引き続き関係課と協力し、英語版のサインやホームページの情報を発信し、細やかな生活支援を行っていく必要がある。(地域コミュニティ課)
- ・人口の10%が性的マイノリティ*の当事者であるという調査結果もあることから、当事者への差別・偏見といった人権課題の解決が必要である。(地域コミュニティ課)
- ・各種団体における女性委員の登用が進んでおらず、政策決定の場に女性の声が反映されていない現状がある。女性の活躍を推進するための対策が必要である。(地域コミュニティ課)

主要課題5 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和元年度	実績 令和2年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
12	ファミリー・サポート・センター*年間利用者数	336人	288人	410人	400人	102.5%	こども課 実績データ	毎年
13	高等職業訓練促進給付受給者の就職率	100%	67%	100%	100%	100%	こども課 実績データ	毎年
14	児童虐待防止に関する啓発活動の回数	3回	14回	2回	5回	40.0%	こども課 実績データ	毎年
15	就労移行支援事業などの利用者数	277人	317人	131人	306人	42.8%	福祉課実績 データ	毎年
16	地域で自主的に開催している介護予防教室の数	5か所	71か所	83か所	50か所	166.0%	高齢者あんしん課実績 データ	毎年

主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

多様化・高度化する地域課題の解決に向けては、様々な立場の市民の声を反映していくことが必要であるため、政策や方針を決定する過程における男女共同参画を進めることは大変重要です。

女性の政策・方針決定過程への参画は近年、進みつつあるものの、その状況は十分であるとは言えないことから、各種研修等を通じ、一人ひとりの意識改革や人材育成に努めました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和2年度の主な実績

■審議会等への女性の参画の拡大（地域コミュニティ課）

- ・審議会等に占める女性委員の割合：23.1%（目標値40%）

■農業関係審議会等における女性参画の推進（農業畜産課、農業委員会）

- ・日向市人・農地プラン作成検討会議委員14人中、女性を4人選任
- ・第24期日向市農業委員14人中、女性委員1人
- ・農地利用最適化推進委員16人中、女性委員1人
- ・農業者年金加入推進部長 農業委員3人中、女性委員1人

■女性認定農業者の育成（農業畜産課、農業委員会）

- ・市認定農業者161経営体中、女性経営者9経営体、女性を含む共同申請8経営体

■パートナーとしての経営参画の支援（農業委員会）

- ・女性農業者2人が、農業会議等が主催する研修会等へ参加

■女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進（職員課）

- ・係長以上の女性職員の割合 187人中51人 27.2%

■市職員への研修（職員課）

- ・男女共同参画に係る職員研修の実施
- ・外部研修に職員を派遣した。459人中女性職員154人

〈主な現状と課題〉

- ・女性の新規就業は少ない現状にあるが、女性経営者の新規認定が3件、共同申請が2件あり微増となっている。家族経営協定の締結を促進するなど、引き続き、女性の経営参画や労働環境の改善を

図ることが必要である。(農業畜産課)

- ・推進ルーム「さんぴあ」に、性別格差解消に関する講座の案内やリーフレットを配置し啓発に努めているが、一層の広報活動が必要である。(地域コミュニティ課)
- ・市職員の係長以上の女性職員割合は、昨年度比 4.3%の増となったが、今後も取り組みを強化する必要がある。(職員課)
- ・男女問わず、研修の機会を提供しているが、家庭の事情等により、宿泊のある研修や長期の研修は、女性職員の参加率が低い傾向にある。職員ごとに職場や家庭の状況が異なるので、なるべく多くの職員が受講しやすい研修の計画に努める。また、積極的な声掛けや参加しやすい研修を企画するなど、研修参加の推進に努めたい。(職員課)

主要課題6 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和元年度	実績 令和2年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
17	審議会等委員に占める女性の割合	22.9%	24.1%	23.1%	40%	57.8%	地域コミュニティ課データ	毎年
18	市の職員の係長職以上に占める女性の割合	19.9%	23.0%	27.3%	25%	109.2%	職員課データ	毎年
19	女性認定農業者数	6 経営体	6 経営体	9 経営体	8 経営体	112.5%	認定農業者及び認定新規就農者の認定状況の把握 (農業畜産課)	毎年

主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

本市では、多様化・高度化する地域課題の解決に向けて、様々な視点からの協働による地域づくりを進めています。特に、防災分野においては、市民目線に立った防災対策が重要であることから、様々な被災地の教訓を踏まえつつ、性別にかかわらず、一人ひとりの人権尊重を基盤とする「男女共同参画の視点」の導入と協働による地域づくり、防災体制の推進に取り組みました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和2年度の主な実績

■放課後児童対策の充実（こども課、文化生涯学習課）

- ・児童館事業の実施 実施機関：日知屋児童センター、大王谷児童館
- ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の実施 市内11か所 定員：420人
- ・放課後子ども教室の実施 7教室（平岩小、細島小、塩見小、美々津小、寺迫小、東郷小2教室）利用者数：216人

■子どもを見守るための地域の連携・活動の促進（市民課、学校教育課、文化生涯学習課）

- ・啓発活動 実施回数：4回 参加者数：約80人
- ・全小中学校でコミュニティ・スクール*制度を活用し、学校運営協議会を開催した。
- ・学校と地域をつなぐ「地域コーディネーター」が中心となり、地域の人材を活用した職業講話や生活科での昔遊びを行ったほか、登校時の見守り活動を継続して実施
- ・地域教育力強化事業の実施 実施団体：8団体（自治会、育成会等）

■子どもの緊急避難場所の確保（文化生涯学習課）

- ・「子ども110番・おたすけハウス」において、地域の子どもの避難所を把握

■地域活動における男女共同参画の推進（地域コミュニティ課）

- ・男女共同参画講座 開催数：5回 参加者数：延べ62人
- ・体験型講座 開催数：3回 参加者数：延べ30人
- ・出前講座 開催数：1回 参加者数：300人

■地域交流の促進（地域コミュニティ課、文化生涯学習課、学校教育課）

- ・市民活動センター利用促進の取組 指定管理者による広報紙「さんぴあ」の発行 発行回数：3回
- ・日向市区長公民館長連合会と連携した区加入促進への取組実施

- ・地域教育力活性化事業を実施 実施団体：8 団体（自治会、育成会等）

■防災対策における男女共同参画の推進（防災推進課）

- ・避難所を開設し、いずれも担当職員に女性を配置 開設回数：2 回
- ・感染症対策及び女性に配慮した避難所運営のため、簡易テント等を購入
- ・日向市備蓄計画*に基づき、粉ミルク等を購入
- ・防災会議委員：40 人中女性 3 人

■地域における防災意識の向上（防災推進課）

- ・防災講座の実施や新型コロナウイルス感染拡大防止編を加えた「避難所運営マニュアル」を各自主防災会に配布
- ・市内 197 か所で実施された防災訓練・防災講座を支援 参加者数：9,244 人

■消防団の充実（消防本部）

- ・女性消防団員数 23 人

■環境保全に関する学習機会の提供（環境政策課）

- ・出前講座 開催回数：7 件、参加者：235 人 コロナ禍により縮小
- ・施設見学 開催回数：1 件、参加者：9 人 コロナ禍により縮小

■観光ボランティアガイドの養成（観光交流課）

- ・ボランティアガイド会員数：22 人中女性 14 人

※観光ボランティアガイド養成講座及び研修会：コロナ禍により中止

〈主な現状と課題〉

- ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、毎年、定員以上の申し込みがあるため、一施設増設したが、定員より希望者が多い状況が続いており、民間施設での新設を検討する必要がある。（こども課）
- ・放課後子ども教室を開設することで、「地域の子は地域で育てる」ということを実践できた。一方、サポーターが高齢化しており、今後は様々な年代のサポーターの確保が必要である。（文化生涯学習課）
- ・地域教育力活性化事業については、例年実施団体が固定化しているため、新たな実施団体を増やし、多くの大人が子どもたちの健全育成に関わることで、男女の区別なく活躍できる場をさらに作ることが必要である。（文化生涯学習課）
- ・ひまわり基金人財づくり事業については、コロナ禍により中止となった。感染拡大防止に配慮した開催方法等を検討する必要がある。（地域コミュニティ課）
- ・避難所運営マニュアルに「新型コロナウイルス感染拡大防止編」を加え、自主防災会に配布した。本マニュアルに基づいた訓練により地域の実情に応じた検証と見直しを行っていく。（防災推進課）
- ・消防団については、コロナ禍により十分な勧誘活動ができなかったが、団幹部との会議において今後、約 30 人の女性の入団を目指すことを決定した。（消防本部）
- ・各種団体の出前講座等は参加者に好評だが、今後は内容の工夫が必要である。（環境政策課）
- ・ボランティアガイドの高齢化が課題であるが、コロナ禍によって人材育成の機会が減少している。また、コロナ収束後を見据えた活動の見直しが必要である。（観光交流課）

主要課題 7 数値目標

	項目	基準 平成 27 年度	実績 令和元年度	実績 令和 2 年度	目標値 令和 3 年度	達成率	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
20	男女共同参画社会づくり推進ルームで開催する地域づくり・防災講座の受講者数	18 人	27 人	28 人	50 人	56.0%	地域コミュニティ課実績データ	毎年
21	消防団実員数に占める女性の割合	2.0%	2.5%	2.5%	5%	50.0%	消防本部データ	毎年

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

※「第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

社会全体として根強く残る固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係などを背景とした、配偶者等からの暴力(DV)*は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。これらの暴力の根絶のためには、個人の問題ではなく、社会の構造的な問題であるという認識が重要です。

また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)*の拡がりに伴い、これらを利用した交際相手からの暴力や性犯罪も若年化、多様化し、社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、国や県及び関係機関、団体と連携した取組を進めてきました。

●第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画における施策体系

I	暴力を許さない社会づくり
1	暴力を許さない人権教育・啓発の推進
2	配偶者等からの暴力に対する理解の促進
3	デートDV*の防止に向けた教育・啓発の推進
II	安心して相談できる体制の確立
4	相談体制の整備と充実
5	被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
6	苦情等への適切な対応体制の整備
III	被害者の安全と安心の確保
7	被害者の保護と安全確保
8	被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
9	配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
10	早期発見・未然防止のための仕組みづくり
11	支援者の安全確保
IV	被害者への生活再建支援
12	安定した暮らしを守るための生活・経済的支援
13	住宅確保のための支援

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和2年度の主な実績

I 暴力を許さない社会づくり

1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

■地域における人権教育の推進(地域コミュニティ課)

- ・人権出前講座 開催数：10回 参加者：158人
- ・市職員向け研修(新規採用職員研修、新任管理職・新任係長研修) 開催数：2回 参加者：38人

■家庭教育における人権教育の推進(地域コミュニティ課、文化生涯学習課)

- ・家庭教育学級開設説明会で出前講座の周知を図った。
- ・家庭教育学級に対し、出前講座の活用と人権教育への取り組みを求めた。

※人権講座：コロナ禍により中止

■学校、幼稚園における人権教育の推進（地域コミュニティ課、学校教育課）

- ・管理職を対象としたコンプライアンス研修を実施 校長：1回、教頭：2回
- ※小中学校管内研修：コロナ禍により中止

■職場における人権教育の推進（地域コミュニティ課）

- ・人権出前講座 開催数：10回 参加者：158人
- ・市職員向け研修（新規採用職員研修、新任管理職・新任係長研修） 開催数：2回 参加者：38人

■多様な機会を捉えた広報・啓発の推進（地域コミュニティ課）

- ・「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）における啓発活動（パネル展）の実施
- ・さんびあ主催のDV講座 開催数：1回 参加者数：17人
- ・FMひゅうがや市ホームページでの啓発

I 暴力を許さない社会づくり

2 配偶者等からの暴力に対する理解の促進

■女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）の周知（地域コミュニティ課）

- ・DV防止のためのポスターを作成し、庁内外に掲示した。
- ・「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）における啓発活動（パネル展）の実施
- ・さんびあ主催のDV講座 開催数：1回 参加者数：17人
- ・FMひゅうがや市ホームページでの啓発

■性暴力や性の商品化防止に関する情報提供（地域コミュニティ課、文化生涯学習課）

- ・「白いポスト運動」による環境浄化 実施回数：10回 回収件数：160件

■講演会や研修会の開催による啓発の実施（地域コミュニティ課）

- ・さんびあ主催講座の実施 実施回数：1回、参加者：17人

■講演会に参加する人への配慮（地域コミュニティ課）

- ・さんびあ主催講座の開催案内を市内の県立高校あてにも行い、高校生の参加があった。

■書籍やDVD等の関連情報の整備・提供（図書館、地域コミュニティ課）

- ・さんびあでの書籍やビデオの貸出
- ・市立図書館でのパネル展開催、関連図書紹介（12月1日～7日）

I 暴力を許さない社会づくり

3 デートDV*の防止に向けた教育・啓発の推進

■デートDV*防止に関する広報・啓発の実施（地域コミュニティ課）

- ・DV防止のためのポスターを作成し、庁内外に掲示した。
- ・「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）における啓発活動（パネル展）の実施
- ・さんびあ主催のDV講座 開催数：1回 参加者数：17人
- ・FMひゅうがでの啓発
- ・新規採用職員研修におけるデートDV防止啓発

■教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員を対象とした研修の実施（地域コミュニティ課）

- ・県作成のリーフレットを小中学校に配布し、情報提供に努めた。

II 安心して相談できる体制の確立

4 相談体制の整備と充実

■安心して相談できる環境・相談体制の整備（地域コミュニティ課、市民課、福祉課、高齢者あんしん課、学校教育課、こども課）

- ・男女共同参画相談員による相談時のプライバシー保護に努めた。
- ・男女共同参画相談員と担当職員との定例連絡会を実施し、情報共有を図った。
開催回数：12回（毎月1回）

- ・さんびあ相談室における夜間電話相談時間の拡充（毎週月曜午後5～8時を拡充）
- ・人権相談の開催 開催数：4回（5会場）
- ・行政相談の開催 開催数：8回（12会場）
- ・無料法律相談の開催 開催数：9回
- ・市障がい者センター「あいとぴあ」における相談室の開設（8月までは月3回、9月からは毎週土曜日に実施）
- ・高齢者虐待に関する相談 通報件数：11件 認定件数：7件
- ・スクールカウンセラーを全中学校区に配置
- ・スクールソーシャルワーカー*の活用（小・中学校からの派遣要請に応じて、延べ700時間）
- ・社会福祉士、保育士、保健師、家庭児童相談員、発達障がい児相談員、安全確認等対応職員、母子保健業務対応職員による専門的な相談体制を整え、対象者の支援に努めた。

■被害者への各種相談窓口の周知（地域コミュニティ課）

- ・パネル展でのリーフレット配布 実施回数：2回
- ・公共施設へのリーフレット配置

■障がいのある人・外国人への対応が可能な相談機関等の情報提供（地域コミュニティ課）

- ・庁内担当部署での連携・情報共有の実施

■支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施（地域コミュニティ課）

- ・市DV対策庁内連絡会議で情報やケース事例の共有を行った。

■相談員など支援者のケア（地域コミュニティ課）

- ・男女共同参画相談員連絡会を毎月開催し、情報の共有を図りながら、相談事例の検討を行い、支援者の精神的な負担軽減に努めている。

II 安心して相談できる体制の確立

5 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

■庁内関係各課の連携体制の強化（地域コミュニティ課）

- ・関係課及び警察と連携し、事例に沿ったケース会議を複数回実施した。

■支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備（地域コミュニティ課）

- ・庁内会議にて連絡体制の一覧表を配布し、情報共有を図った。

II 安心して相談できる体制の確立

6 苦情等への適切な対応体制の整備

■申出の対応体制の整備（地域コミュニティ課）

- ・関係課と連携し、相談等に対応した。苦情の実績はなかった。

III 被害者の安全と安心の確保

7 被害者の保護と安全確保

■消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応（消防本部）

- ・救急車要請による傷病者搬送 出場件数：3件、搬送人数：2人
（夫婦間のケンカによる負傷：2件、交際相手の暴力による負傷：1件）

■災害時における安否確認情報の提供体制の整備（防災推進課）

- ・国が実施する安否情報システムの入力訓練に参加

III 被害者の安全と安心の確保

8 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

■被害者の安全確保を図るための情報提供及び支援（地域コミュニティ課）

- ・住民基本台帳の支援措置をはじめとする各種支援制度を活用し、関係機関相互の連携により被害者

の安全確保を図った。

■住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用（市民課）

- ・住民基本台帳事務における支援措置制度を受けている人 111件（令和3年3月31日現在）
- ・制度への相談 約10件／月

Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

9 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

■地域における子どもの見守りの促進（地域コミュニティ課、こども課、学校教育課）

- ・要保護児童対策協議会に出席し、関係機関での情報共有を図った。
- ・要保護児童対策地域協議会中学校校区部会を開催 開催数：6校区ごとに年3回
- ・関係各課、警察、児童相談所との情報共有
- ・ケース会議の実施

■学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援（こども課、学校教育課）

- ・保護者からの相談受付 件数：1件
- ・学校、他市教育委員会との協議を実施

Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

10 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

■地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見（市民課、福祉課）

- ・人権相談の実施 開催数：4回（5会場）
- ・行政相談の実施 開催数：8回（12会場）
- ・個々のケースに応じた対応・相談の実施

■育児・介護サービスの提供者による早期発見（高齢者あんしん課、福祉課、こども課）

- ・守秘義務に配慮するとともに被害者の意思を尊重した支援関係機関との連携を実施

※市障がい者虐待防止連絡会：コロナ禍により中止

■学校、幼稚園、保育所における子どもの行動からの暴力被害の早期発見（こども課、学校教育課）

- ・児童相談所への虐待（疑い含む）通告 件数：学校から5件
- ・いじめ問題対策専門家委員会 開催数：年2回（虐待も含む）

Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

11 支援者の安全確保

■支援者の個人情報の管理の徹底（関係各課）

- ・相談員の氏名を非公表にしている。

■警察との連携・協力（地域コミュニティ課）

- ・相談室での非常時には、さんぴあ事務局及び警察と連携し対応している。

■支援者などの安全確保を図るための情報提供及び支援（地域コミュニティ課）

- ・関係各課で個人情報管理に留意し、警察と連携を図りながら安全確保に努めた。

Ⅳ 被害者への生活再建支援

12 安定した暮らしを守るための生活・経済的支援

■生活保護等の援護制度の活用（福祉課）

- ・面接相談業務の実施 相談件数：延べ267件（実数：170世帯）
面接相談員（嘱託員）2名で対応。
母子世帯 世帯数：15世帯（令和3年3月31日現在）

■各種保育サービスの情報提供・利用支援窓口（こども課）

- ・子育て応援ハンドブック、市広報、ホームページでのPRを実施

- ・チラシ等による日向市子育て世代包括支援センター、産前・産後サポート事業の紹介の実施
- ・子育て支援アプリの運用を開始した。

■自立困難な被害者への対応（こども課、地域コミュニティ課）

- ・母子生活支援施設入所への支援の実施 実施件数：2件
- ・関係機関との連携を図った。

IV 被害者への生活再建支援

13 住宅確保のための支援

■市営住宅への優先入居（建築住宅課）

- ・市営住宅への入居相談 相談件数：4件（うち入居件数：0件）

〈主な現状と課題〉

- ・部落問題、外国人に対する差別・偏見やDV等の人権問題については、まだまだ差別の現実に対する認識が不足しており、地域において身近な課題と捉えられていない。引き続き、啓発等に努めていく必要がある。（地域コミュニティ課）
- ・「女性に対する暴力をなくす週間」パネル展を、市庁舎、市立図書館に加え、初めて日向市駅で実施した。これまでパネル展を目にすることがなかった層にも働きかけることができた。（地域コミュニティ課）
- ・道徳が教科になり、教職員がより高い意識で指導することにより、個人の尊厳を守ったり、相手を大切にしようとする態度を育てることができている。（学校教育課）
- ・DV防止のためのポスターを作成し、庁内掲示板、各公立公民館、各支所、市立図書館等に配布した。市民の目に触れる機会を増やすことで啓発を図ることができた。（地域コミュニティ課）
- ・さんびあの書籍やビデオの更新が課題となっている。今後は市立図書館とタイアップし、書籍の貸し出し等の要望に応えたい。（地域コミュニティ課）
- ・DV防止のためには、若年層に対する周知、啓発が必要である。（地域コミュニティ課）
- ・無料法律相談の認知度は高まってきているが、人権相談、行政相談の利用啓発が必要である。（市民課）
- ・「あいとぴあ」での年間の相談受付件数は10件前後である。現在、知的障がいにかかる相談員が在籍していないため、補充する必要がある。（福祉課）
- ・全国的に高齢者虐待の通報件数、認定件数ともに増加しており、引き続き高齢者の虐待防止、権利擁護に取り組んでいく必要がある。（高齢者あんしん課）
- ・スクールソーシャルワーカー*及びスクールカウンセラーの連絡協議会を開催し、様々な家庭環境があることを鑑みながら、相談にあたるうえでの配慮事項等について共有できている。スクールソーシャルワーカー*やスクールカウンセラーが保護者とも有効に相談できるような場や時間を設定していくことが課題である。（学校教育課）
- ・救急車要請による傷病者搬送は令和元年度と比較すると増加している。警察機関による救急要請もあるが、それ以外の場合で要請時に暴力被害が疑われる場合は警察等関係機関への連絡を行っている。（消防本部）
- ・平常時から安否情報システムの取り扱いに慣れ、災害時に対応できる職員を増やすことにしている。（防災推進課）
- ・コロナ禍により、七夕まつり、オレンジリボンリレー、出前講座は実施できなかったが、児童虐待防止のメッセージを自治体間でつなぐ「オレンジリボンメッセージリレー」を実施。令和3年度は感染防止に配慮しながら、可能な限り取り組みを進めたい。（こども課）
- ・住民基本台帳事務における支援措置対象者は、年1回見直しのために申請が必要だが、なかなか来庁せず、延長申請の遅れが多い。（市民課）
- ・住民基本台帳事務における支援措置対象者が日々増加傾向にある。また、住民基本台帳の異動等ができない場合でも国民健康保険に関する部分のみの措置依頼など、対応も複雑化してきている。（国

民健康保険課)

- ・児童虐待等に関する相談窓口の設置について、各学校を通じて保護者に周知した。アンケートや教育相談において児童虐待等が判明した場合には、関係機関に速やかに連絡し、対応できる体制を整えておく必要がある。(学校教育課)
- ・保護者からの相談があった場合は、区域外通学、校区外通学制度等を案内し、学校関係機関と相談しながら対応を行っている。学校や他市町村教育委員会等の相談機関とも連携し、状況に配慮しながら対応できる体制を整えておく。(学校教育課)
- ・障がい者虐待件数の公表が翌年度当初となり、連絡会開催時と時差が発生している。コロナ禍においても、連絡会が開催できる体制の構築が必要である。(福祉課)
- ・要保護児童対策地域協議会中学校区部会の充実が図られ、各学校、保育園等の見守り体制の向上が図られている。(こども課)
- ・生活保護の相談者や保護受給世帯に必要な援助・指導に取り組んでいる。相談者や保護受給世帯の多くが複合的な課題を抱えているため、庁内外の関係機関と連携しながら助言・支援を行う必要がある。(福祉課)
- ・子育て応援ハンドブックの配布や、ホームページの更新を随時行っている。また、子育て支援アプリの運用をスタートした。(こども課)
- ・市営住宅の優先入居に関しては、目的外入居であるが柔軟に対応している。希望する住宅に空室がない場合、近くの別住宅での対応となることが課題である。(建築住宅課)

主要課題8 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和元年度	実績 令和2年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
22	DV*被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	男性 39.1% 女性 60.3%	—	男性 27.4% 女性 50.0%	男性 50.0% 女性 70.0%	男性 54.8% 女性 71.4%	市民意識調査 (地域コミュニティ課)	5年ごと
23	配偶者・交際相手に対して「誰のおかげで生活できるんだ」など侮辱する行為を暴力と認識している人の割合	57.3%	—	49.3%	70%	70.4%	市民意識調査 (地域コミュニティ課)	5年ごと
24	デートDV*防止講座の実施回数	1回	0回	1回	3回	33.3%	地域コミュニティ課実績データ	毎年

主要課題9 セクシュアルハラスメント*及び性犯罪の防止

セクシュアルハラスメント*は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の形成を阻害する権利侵害です。

そのため、本市ではセクシュアルハラスメント*を容認しない社会環境の整備等の基盤づくりの強化を図るとともに、セクシュアルハラスメント*及び性犯罪に対する相談体制及び関係機関との連携を強化しながら、総合的な防止対策を進めてきました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和2年度の主な実績

■市役所におけるセクシュアルハラスメント*対策（職員課）

- ・セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他、妊娠、出産、育児、介護などに関するハラスメントを防止するため、令和3年度に（仮称）「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針」を策定することとし、準備を進めた。相談は人事係で受付している。

■教育の場におけるセクシュアルハラスメント*相談事業（学校教育課）

- ・コンプライアンス推進員（教頭）を任命し、相談しやすい体制づくりを構築

■セクシュアルハラスメント*の防止に向けた広報、啓発の充実（地域コミュニティ課、商工港湾課）

- ・さんびあでセクシュアルハラスメント*に関する講座を開催 開催数：1回 参加者数：17人
- ・さんびあでの書籍やビデオ貸出を実施
- ・国、県主催の講座案内や各種リーフレットを窓口や庁内の雇用情報コーナーに配置
- ・県が実施する労働に関する相談窓口設置について、ホームページによる周知

■関係機関との連携（地域コミュニティ課、商工港湾課）

- ・各種相談機関の連絡先を把握し、被害者に対する情報提供を実施
- ・国、県作成の各種リーフレットを窓口や庁内の雇用情報コーナーに配置
- ・県が実施する労働に関する相談窓口設置について、ホームページでの周知を実施

〈主な現状と課題〉

- ・市役所におけるセクシュアルハラスメント*対策に関しては、先進的な自治体の要領や指針を研究しており、令和3年度中の策定を目指している。（職員課）
- ・学校においてコンプライアンス推進員を任命するとともに、管理職へのハラスメント研修を実施し、保護者や地域への周知に努めた。（学校教育課）
- ・商工会議所等を通じて関連する企業へパンフレットを配布し、企業への情報発信に努めた。また、改正男女雇用機会均等法（令和2年6月施行）では、セクシュアルハラスメント防止対策がさらに強化されている。（商工港湾課）

主要課題9 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和元年度	実績 令和2年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
25	セクシュアルハラスメント*及び性犯罪防止に関する広報活動	—	2回	3回	3回	100%	地域コミュニティ課実績データ	毎年

主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

男女共同参画社会を形成するには、男女がお互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが重要です。また、私たちが主体的に行動し、健康を享受するためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することが大切です。

男女は心身及びその健康上で異なる問題を持っていることから、それらの問題の対応には人権尊重の視点から多様なライフスタイル、ライフステージに応じた支援が必要となります。しかし、個人の意思が尊重されるべき結婚や妊娠、出産に関しては、依然として個人の尊厳への配慮が足りない状況が生じています。

このような課題を踏まえ、「性と生殖に関する健康、権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*）」概念の浸透を図りつつ、性別に関係なく全ての人が、その生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な関係を享受することができるよう、心身の健康に関する支援を行ってきました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和2年度の主な実績

■発達の段階に応じた性教育の推進（学校教育課）

- ・小中学校における性教育を実施（学級活動を中心に、年間3～5時間）

■健康づくりに対する意識の向上（いきいき健康課、学校教育課、文化生涯学習課、こども課）

- ・市広報、ホームページ、啓発展示、街頭キャンペーン、ポスティングによる各種検診・健診の啓発
- ・健康づくりに関する講話等の実施
- ・自主学級における健康に関する学習の実施
家庭教育学級：1学級、高齢者学級・女性学級：5学級
- ・母子保健に関する相談、情報提供を実施（妊娠届、出生届時など）

※学校保健大会：コロナ禍により中止

※学校医等による集団での健康教育：コロナ禍により中止

■母子保健事業（こども課）

- ・乳幼児健診（毎月実施）7か月児、1歳6か月児、3歳児
- ・2歳6か月児歯科検診（毎月実施）
- ・赤ちゃん相談 参加者：103組 218人（父親 1人）
- ・すくすく相談 参加者：77組 161人
- ・育児教室（B e b eクラブ） 参加者：42組 85人
- ・ドレミ教室 参加者：75組 171人（父親 9人）

■健康教育・相談体制の周知（いきいき健康課）

- ・健康教室の実施 高齢者：6回（332人）、その他の団体：2回（58人）

■各種検診・健診の受診率向上（いきいき健康課）

- ・がん検診、国保特定健診、長寿健診、若年者・生保健診の実施
- ・未受診者への受診勧奨の実施
- ・大腸がん検診での郵便検診の実施
- ・ひまわりタイムやFMひゅうが、市広報、庁舎ロビーでの検診・健診PRの実施
- ・外部業者を活用した医療費等分析及び受診勧奨

■各種検診事業（いきいき健康課）

- ・個別検診の実施
- ・集団検診の実施 胃がん検診：50会場、大腸がん検診：144会場、肺がん検診：138会場（大腸がん検診、肺がん検診は、協会けんぽや共済組合の被扶養者検診の会場でも実施）、へリカルCT検診：15会場、子宮がん検診：17会場、乳がん検診：29会場、特定健康診査：34会場

■食育の推進（いきいき健康課、学校教育課）

- ・おやこの食育教室の実施 開催数：1回 参加者：子ども19人、大人4人
- ・「弁当の日」の実施
- ・栄養教諭による出前授業の実施

■食生活改善推進事業（いきいき健康課）

- ・生活習慣病予防教室 開催数：3回、参加者：男性3人、女性51人
- ・おやこの食育教室の実施 開催数：1回、参加者：子ども19人、大人4人
- ・高齢者への啓発チラシ等の配布 配布数：408人
- ・情報誌へのレシピ掲載

■心の健康づくり事業（いきいき健康課）

- ・自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせ、市役所ロビーでのパネル展、FMひゅうが、市広報を活用した啓発の実施
- ・対面型相談業務を毎週木曜日に実施 相談者：延べ15人（令和2年12月末現在）
- ・ひだまりカフェチラシ全世帯配布 配布数：約18,000世帯
- ・日向市こころの電話帳の全世帯配布 配布数：約18,000世帯
- ・ゲートキーパー養成講座の実施 市職員対象 実施回数：2回、参加者：76人
高齢者支援施設関係者対象 実施回数：1回、参加者：10人

■青少年健全育成事業（文化生涯学習課）

- ・「白いポスト運動」による環境浄化の実施 実施回数：10回、回収件数：160件

■飲酒、喫煙、薬物乱用等をさせない環境の整備（文化生涯学習課、学校教育課）

- ・薬物乱用防止教室の実施
- ・青少年指導員による見回り活動の実施 実施回数：33回、参加者：191人

■生涯スポーツ振興の推進（スポーツ振興課）

※市主催スポーツ教室の実施：コロナ禍により中止

〈主な現状と課題〉

- ・養護教諭と連携しながら、視覚的な理解につなげられる教具等を活用して、性教育を行うことができた。各学校の児童生徒の実態に応じて、年間指導計画を見直し、発達段階に応じた性教育を行っていく必要がある。(学校教育課)
- ・年代により情報を得る方法が異なるため、発信方法を工夫し啓発を行う必要がある。(いきいき健康課)
- ・コロナ禍の中で、健康づくりに関する集団での健康教育の方法を見直す必要がある。学校や関係機関と連携し、児童生徒に応じた健康に関する情報の発信を行っていく必要がある。(いきいき健康課)
- ・令和2年度から、1歳6か月児・2歳6か月児健診事後教室(ドレミ教室)を月1回開催し、母子愛着形成に努めた。(こども課)
- ・受診しやすい体制づくりや様々な方法を用いた受診勧奨に取り組んでいるが、国の定める目標値には到達していない。引き続き、事業所等への周知啓発の強化など受診勧奨に努める。(いきいき健康課)
- ・コロナ禍で個別、集団検診ともに受け入れ人数の制限を行ったことにより、受診者数が減少した検(健)診があった。(いきいき健康課)
- ・コロナ禍で全国的に自殺の増加がみられるため、相談窓口の周知啓発が必要である。また、若年層が相談しやすい環境を整えるため、SNS等の相談先もあわせて周知していく必要がある。また、相談機関、団体のゲートキーパー養成研修受講者を増やし、地域で支え手となる人材を育成していく必要がある。(いきいき健康課)
- ・飲酒、喫煙、薬物乱用防止に関しては、養護教諭と連携しながら、小学校体育科の保健領域や中学校の保健体育科の学習内容を正確に理解できるような手立てを各学校で講じた。今後は、専門的な知識を持っている学校医や警察、専門機関等をゲストティーチャーとして活用するなど、より理解が深まる取組を進める必要がある。(学校教育課)
- ・コロナ禍により、スポーツ教室の実施が困難な状況となっているが、本市の感染状況を鑑み、あらゆる安全対策を講じながら、令和3年度は実施できればと考えている。(スポーツ振興課)

主要課題10 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和元年度	実績 令和2年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*に関する情報提供	1回	0回	0回	3回	0%	地域コミュニティ課実績データ	毎年
27	子宮がん検診受診率 ※	16.3%	16.5%	17.0%	50.0%	34.0%	いきいき健康課実績データ	毎年
28	乳がん検診受診率 ※	18.4%	16.2%	18.1%	50.0%	36.2%	いきいき健康課実績データ	毎年
29	特定健康診査受診率	31.3%	31.9%	25.7%	60.0%	42.8%	いきいき健康課実績データ	毎年

※がん検診の算定基準変更に伴い、プラン策定時からの現状値を修正。併せて、目標値も設定し直した(平成29年度実績以降)。

5 総括

本市では、性別にかかわらず、その能力と個性を發揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成29年3月に「第5次日向市男女共同参画プラン」を策定し、現在、プランに沿った各事業（全163事業）を実施しています。

令和2年度については、コロナ禍により実施できなかった事業も多くありましたが、各事業において「男女共同参画の視点」を持って取り組み、「一人ひとりが大切にされるまち日向市」の実現を目指してきました。

さらに本市では、第2次日向市総合計画・後期計画において、「若者と女性に選ばれるまち」を重点戦略に掲げ、あらゆる分野において女性が活躍できるまちを実現するため、各種施策に取り組むこととしています。

また、世界的に見ても、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標「SDGs」において掲げられた17のゴール中、「ジェンダーの平等の実現」は目標5に位置付けられる重要な課題となっていることから、本市でも積極的な取り組みが求められています。

これらのことを踏まえ、本報告書の総括では、10の主要課題それぞれに設けた数値目標への総合的な評価を行い、第5次プラン最終年度となる令和3年度の施策の推進及び第6次プランで設定する施策につなげていくこととします。

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会に向けた基盤整備 【主要課題1～3】

「男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実」、「『男女の人権の尊重』を踏まえた人権に関する教育・学習の充実」に関しては、『「男女共同参画に関する講座」への参加者数』が目標値を上回りました。令和2年度は、コロナ禍により、会場参加型研修などについて、参加人数の制限及び感染予防対策を行い実施しましたが、今後はオンライン研修についても取り組む必要があります。

「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」に関しては、令和2年度に実施した市民意識調査の結果によると、「家庭生活の場で男女が平等になっている」と感じる市民の割合が、平成27年度の現状を下回りました。

また、「市の男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数」も前年度を下回る結果となっています。男性の育児や家事への積極的な参加は、男女共同参画社会を形成するうえで、非常に重要であることから、今後も、職員全体で理解を深めながら、多様な働き方を尊重し合える環境づくりに努めるとともに、家事や介護等に関して男性の積極的な参加を図ることにより、固定的な性別役割分担意識の解消につなげていく必要があります。

【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野における女性の活躍 【主要課題4～7】

『「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う企業数』や「女性活躍推進法における一般事業主行動計画*策定届出数（従業員300人以下の企業）」、「ファミリー・サポート・センター年間利用者数」、「地域で自主的に開催している介護予防教室数」は目標値を達成しました。

一方、「審議会等委員に占める女性の割合」や「消防団実員数に占める女性の割合」については、目標値を下回り、厳しい状況にあります。

仕事と家庭の両立や女性活躍の推進、多様化・複雑化する地域課題の解決のためには、あらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の市民の声を反映していく必要があります。男女共同参画の積極的な推進が求められます。

【基本目標Ⅲ】 安全・安心な暮らしの実現 [主要課題8～10]

「DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合」や『配偶者・交際相手に対して「誰のおかげで生活できるんだ」など侮辱する行為を暴力と認識している割合』は、目標値を下回りました。また、コロナ禍により、啓発活動ができない中、全国的にもDVや自殺者の増加が課題となっています。

このような状況を踏まえ、さんぴあ相談室では、令和2年10月から昼間のみ相談受付を、夜間にも拡充し、より相談しやすい体制を整備しました。

また、暴力を生まないためには予防教育が重要であることから、暴力の加害者や被害者にならないための対等な関係づくりに向けた啓発や、学校における人権尊重の意識を高める教育の推進について、若い世代への啓発・教育を強化する必要があります。

併せて、セクシュアルハラスメント*や性犯罪の防止についても、これらを容認しない社会環境の整備に向けて、啓発や専門的な相談体制の充実、関係機関との連携強化が求められます。

生涯を通じた心身の健康保持の支援に関しては、コロナ禍により、検診受診率が目標値を大きく下回りました。

全体的に若い世代の受診率低迷が課題となる中、検診に関する情報の発信方法や、コロナ禍での健康教育の実施方法などの見直しを行う必要があります。

市民の皆さんの多様なライフスタイルを尊重しながら、誰もが生涯を通じて心身の健康を保持・増進できるよう関係機関と連携した支援が重要です。

【資料】用語解説（本文中に「*」表示がある用語）

用語	内容
アウトリーチ	援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。
LGBT (エルジービーティー)	女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の各単語の頭文字を組み合わせた表現。
家族経営協定	農業に従事する家族構成員が対等に経営に参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。
コミュニティ・スクール	平成16年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い制度化。保護者の代表や地域住民らでつくる学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、教職員の人事について教育委員会に意見を述べたりするなど大きな権限を持つ。
住民基本台帳事務における 支援措置制度	配偶者からの暴力（DV）*、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方（以下「DV等被害者」という。）が、申出によって住民票の写し等の交付等を制限できる制度。 DV等被害者については、市区町村に対して本制度を申し出て、「DV等支援対象者」となることにより、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられる。
女性活躍推進法に基づく 「一般事業主行動計画」	女性活躍推進法とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」のこと。女性活躍推進法に基づき、企業は自社の女性活躍に関する状況把握、課題分析を行い、その結果を踏まえた行動計画の策定、都道府県労働局への届出、外部への公表が義務付けられている。 「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」や「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」について、常時雇用する労働者が301人以上の事業主はそれぞれから2項目以上、101人以上300人以下の事業主はいずれかから1項目以上の目標設定が義務づけられている。
女性活躍推進法に基づく 「特定事業主行動計画」	働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表に関し、国や地方公共団体は、特定事業主として義務付けられている。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」という。ジェンダーはそれ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。
スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教員OBもいる。非常勤で教育委員会などに配置され、派遣されるケースが多い。
性的マイノリティ	身体の性と心の性が一致せず、身体の性に持続的に違和感を持つ状態（性

	同一性障がい) にある人、恋愛や性愛の対象(性的指向)が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人など、またはそうした状態のこと。ただし、性の在り方は様々であり、これ以外の人または状態を含めて表す場合もある。
セクシュアルハラスメント	職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなったりすること。
ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。
デートDV	結婚していない、交際中の男女間で起こる暴力のこと。
配偶者等からの暴力(DV) (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や婚姻関係にあった相手、事実婚の相手、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のこと。身体に対する暴力だけでなく、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。
日向市備蓄計画	平成28年12月に宮崎県備蓄基本方針が策定されたことに伴い、平成29年3月に策定。大規模災害時における本市の備蓄物資支給対象者を約48,000人として、食料品や生活必需品、避難所用資器材を年次的に整備していくことにしている。国の基本方針に基づき、国等からの支援が届くまでの3日間を市民、市、県でそれぞれ3分の1ずつ分担備蓄する。また、男女のニーズの違いや子育て家庭、要配慮者に配慮し、女性用品や乳幼児用品、介護用品なども整備する。
ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手助けが出来る人が会員となり、お互いに助け合っていく、有償ボランティアによる会員組織。
保護命令制度	被害者の生命または身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が被害者からの申し立てにより、身体に対する暴力等をふるった配偶者や元配偶者に対し、一定期間、被害者をはじめ、被害者の子どもや親族へのつきまとい行為等の禁止や被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去等を命じるもので、その命令違反には刑罰が科される。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを図る能力の三つを構成要素とする複合的な能力のこと。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	性と生殖に関する健康と権利のこと。リプロダクティブ・ヘルスとは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること、リプロダクティブ・ライツは、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことを言う。「健康」と同時に「権利」が重視されている点から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツと記載されることもある。
レインボーフラッグ	レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー(LGBT*)の尊厳とLGBT*の社会運動を象徴する旗。